

垂水区中学生自死事案に係る 不適切な対応に関係した教職員の処分について（報告）

平成 28 年 10 月 6 日に発生した垂水区中学生自死事案に関して、同 10 月 11 日に、自死された生徒（以下、「当該生徒」という。）が在籍した中学校において、当該生徒と親しかつた 6 名の生徒と中学校の教職員が面談した際に作成された手書きメモ（以下、「当該メモ」という。）が、実際には中学校に保管されていたにも関わらず、遺族からの当該メモの存在についての問い合わせや神戸地方裁判所からの証拠保全命令に対して、中学校及び教育委員会事務局（以下、「事務局」という。）において、当該メモが存在しない旨の回答ないし存在しないことを前提とした対応を行ったこと、また、当該メモの存在を把握したのちも事務局において真剣な調査が行われず消極的な対応に留まった、一連の不適切な対応について、教育委員会において事実関係の認定を行い、関係した教職員に対して厳正に処分を行いました。

なお、本事案については、平成 30 年 6 月 6 日の当委員会において、6 月 1 日付で教育委員会へ提出された「調査報告書（作成者 弁護士・羽田由可、弁護士・村上英樹）」をご報告させていただきましたが、不適切な対応に係る処分の際して、改めて、関係した教職員に対して所要の聴き取りを実施し、処分に係る事実関係の認定を行ったものです。

これらの一連の不適切な対応については、ご遺族の信頼を大きく裏切るものであり、決して許されるものではなく、本市の教育行政に対する信頼を失墜させたことについて、改めまして、心より深くお詫びいたします。

再発防止に向けて、今後予定されている「組織風土改革のための有識者会議」からの報告を踏まえて、具体的なプログラムを策定・実施していくこととしており、引き続き、コンプライアンス意識の徹底を図り、信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

1. 事実関係の認定

事実関係の認定については、弁護士による調査報告書及び総務部教職員課による本事案に係る教職員に対する事情聴取等に基づいて行った。

(なお、以下の記述について、すべて当時の補職による。)

(1) 中学校から事務局への当該メモの情報共有について

- ① 中学校の教職員からは、平成 28 年 10 月 11 日に中学校において生徒に対する面談ののちに実施された打ち合わせにおいて、当時、中学校の支援のために事務局から派遣された指導主事にも当該メモが配布されたと申述されている。
- ② 一方、当該指導主事においては、当該メモが共有された記憶はなく、事務局の他の職員において当該メモの写し等を現認した者もおらず、また、事務局において写し等の保管もなされていない。
- ③ 以上のことから、当該メモが中学校から事務局に対して提供されていたかについては、その事実を特定するには至らなかった。

(2) 平成 29 年 2 月 28 日に遺族から提出された質問書に対する対応について

- ① 平成 29 年 2 月 28 日、遺族から教育長及び中学校あてに平成 28 年 10 月 11 日に中学校において実施された面談に係る情報提供等を求める質問書が提出された。
- ② 中学校長との連絡・調整等に従事していた首席指導主事（以下、「当該首席指導主事」という。）に対して、中学校長から質問書に対する回答のあり方の相談がなされた。中学校長からは当該首席指導主事に対して、当該メモの原本や写しが提示されることはなかったが、中学校に当該メモが存在すること、当該メモを遺族に回答すべきとの主張がなされた。
- ③ 当該首席指導主事は中学校長に対して、平成 28 年 10 月 11 日の面談以降に第三者委員会（第三者による詳細調査のための有識者による委員会）によって、生徒たちに聞き取りがなされていることなどを理由として、当該メモが存在しないことを前提として遺族に対応するよう指示した。
- ④ 遺族からの質問書は指導部指導課内において、当該首席指導主事から指導課長をはじめ、本事案の対応に従事していた教職員に共有された。
一方、中学校において当該メモが存在する旨の主張が中学校長から当該首席指導主事に対してなされていることや、当該首席指導主事が中学校長に対して、当該メモが存在しないことを前提として遺族に対応するよう指示した事実については、当該首席指導主事から指導課の他の職員に対して一切共有されなかった。

- ⑤ 指導課内においては、当該首席指導主事から、当該首席指導主事と中学校長の間でなされた当該メモの存否に係るやりとりが共有されることなく、指導課長以下、平成28年10月11日に中学校において実施された面談に関して遺族に回答できる記録は存在しないとの認識が改められることはなかった。そのような認識のもと、指導課内において遺族への回答のあり方が検討されたが、質問書が提出されたことや回答内容について、指導部長を含めて上位の職員や総務部等、指導課以外の職員に報告することや、指示を仰ぐことはなく、結果として、平成29年3月6日、中学校長から遺族に対して、中学校長名により当該メモに関して「記録として残していません」とする回答がなされた。

(3) 平成29年3月27日に実施された証拠保全手続について

- ① 平成29年3月27日、神戸地方裁判所により中学校において証拠保全手続が実施されることとなり、当該首席指導主事から中学校長に対して、事務局から中学校に赴く指導課担当課長の指示に従うようにという旨が伝えられた。
- ② 証拠保全手続において、中学校長が検証物目録中に当該メモを指すものがあげられていることから、対応を当該首席指導主事に相談した際、当該首席指導主事が中学校長に対して、「腹くくってください」という発言をした。中学校長はこの発言を受けて、当該メモを提出しなかった。
- ③ 当該首席指導主事は「証拠保全手続の際に発言したものが判然としないが、生徒に対するカウンセリングの手控えメモとしての走り書きは存在するが、遺族への提供に値する資料との意味合いにおいては（当該メモは）存在しないものであるため出すことはやめよう」という旨の発言をしたと申述している。
- ④ なお、証拠保全手続に際して事務局から中学校に派遣された教職員においては、当該首席指導主事と中学校長の間において従前なされている当該メモの存否に係るやりとりを両名から知らされることはなく、また、証拠保全手続において、両名から何らかの相談等を受けること、さらには、両名に対して何らかの指示等を行うことはなかった。

(4) 中学校から事務局に対して当該メモの存在が申し立てられた平成29年8月以降の事務局の対応について

- ① 平成29年8月、新たに着任した中学校長より、学校教育課長及び総務部長に対して、当該メモが中学校に存在することが判明した等の申し立てがなされ、総務部長から教育長に報告がなされた。

なお、学校教育課長においては、当該メモが中学校に存在すること等について、中学校長から、直接、申し立てを受けるとともに、本件自死事案への対応を総括する所属の長の立場にありながら、当該メモの存否の確認について、自ら状況の把握や情報の整理に積極的に取り組むことはなかった。

- ② 学校教育課が中心となって教育長に対して、これまでの当該メモに係る遺族からの照会、質問等についてやりとりの経緯が説明されたが、教育長からは当該メモの存否を明らかにするため改めて調査を行うよう指示がなされた。
- ③ 教育長の指示を受けて、当該メモの存否について（ア）教育次長及び総務部長から当該首席指導主事に対して、また、（イ）学校教育部長及び学校教育課長から中学校長に対して、さらに、（ウ）学校教育部長からの指示により、当該首席指導主事から前中学校長に対して、それぞれ事実確認の聞き取りを行うこととなった。
- ④ 平成 29 年 8 月 30 日頃に実施された（ア）の事実確認において、当該首席指導主事は当該メモの存在を否定する発言を行った。
- ⑤ 平成 29 年 8 月 30 日に実施された（イ）の事実確認において、当該メモの存否を確認することを主な目的として中学校を訪問したにも関わらず、学校教育部長及び学校教育課長から中学校長に対して、当該メモの存否を積極的に確認しなかった。
- ⑥ 平成 29 年 9 月 6 日に実施された（ウ）の事実確認において、前中学校長は、当該首席指導主事に対して、改めて、平成 29 年 2 月 28 日に遺族から提出された質問書への対応について、当該首席指導主事の指示に基づいて当該メモが存在しないこととして取り扱ったことを確認したところ、当該首席指導主事が前中学校長の発言を肯定した旨を申述している。
一方、当該首席指導主事は、（ウ）の事実確認については、前中学校長に対して、第三者委員会の報告書を説明するために行ったものであり、当該メモの存否を確認するために行ったものではなく、前中学校長との間において、当該メモの取り扱いについて話題になったかも明確には覚えていないと申述している。
当該首席指導主事による学校教育部長に対する報告においては、当該メモに関しては特に問題が無かった旨の説明がなされ、中学校長との間になされた当該メモの取扱いに関するやり取りについて、適切に報告がなされることはなかった。
- ⑦ 当該メモの存否に係る調査について、事務局の教職員から、これらの事実確認の聞き取り結果が改めて教育長に報告されることはなく、教育長から事務局職員に対して調査の進捗等を確認することもなかった。結果として、平成 30 年 4 月に当該メモが中学校長から事務局に対して提出されるまで、当該メモが存在する事実は事務局において認知されることはなかった。

2. 不適切な対応に関係した教職員に対する処分

事実関係の認定に基づき、当該メモに係る一連の不適切な対応に関係した教職員に対して、以下のとおり厳正に処分する。

(1) 学校教育課 首席指導主事 (男・58歳)

(処分量定) 停職3か月

(28年度) (補職) 指導部指導課 首席指導主事

- ・遺族からの質問書に対して当該メモの存在を否定する不実の回答を行うよう中学校長に対して指示したこと
- ・神戸地方裁判所の証拠保全手続に際して、当該メモの存在を明らかにしないよう中学校長に対して指示したこと

(29年度) (補職) 学校教育部学校教育課 首席指導主事

- ・当人に対する当該メモの存否に関する聞き取りにおいて当該メモの存在を否定する虚偽の説明を行ったこと
- ・当人から学校教育部長に対して、当人が行った前中学校長に対する事情聴取について適切に報告がなされなかったこと。

(2) 教育次長 (男・60歳)

(処分量定) 戒告

(28年度) (補職) 指導部長

- ・指導部長としての指導課に対する管理監督責任

(29年度) (補職) 教育次長

- ・教育次長として当該メモの存否についての調査が不徹底であったこと。

(3) 総務部長 (男・51歳)

(処分量定) 戒告

(28年度) (補職) 神戸市外郭団体・部長級

(29年度) (補職) 総務部長

- ・総務部長として当該メモの存否についての調査が不徹底であったこと。

(4) 総務部担当部長 (男・57歳)

(処分量定) 減給10分の1(1か月)

(28年度) (補職) 指導部 指導課長

- ・遺族からの質問書の回答の検討に関与しながら、回答内容の精査を怠るとともに、回答に係る手続きが不適切であったこと。

- (29 年 度) (補職) 学校教育部長
・学校教育部長として当該メモの存否についての調査が不徹底であったこと。特に、当人自ら行った中学校長に対する事実確認における聞き取りが消極的な対応に留まったことから、事実の解明を遅延させたこと。

(5) 総合教育センター担当課長 (男・56 歳)

- (処分量定) 戒告
(28 年 度) (補職) 市立中学校長
(29 年 度) (補職) 学校教育部 学校教育課長
・学校教育課長として、中学校長から直接申し立てを受けておきながら、自ら状況の把握や情報の整理に取り組むことなく、当該メモの存否についての調査が不徹底であったこと。特に、当人自ら行った中学校長に対する事実確認における聞き取りが消極的な対応に留まったことから、事実の解明を遅延させたこと。

(6) 保健福祉局担当部長 (男・58 歳)

- (処分量定) 文書訓戒 (事実上の処分)
(28 年 度) (補職) 指導部指導課 担当課長
・遺族からの質問書の回答の検討に関与しながら、回答内容の精査を怠るとともに、回答に係る手続きが不適切であることについて、積極的に是正を求めなかったこと。
(29 年 度) (補職) 学校教育部学校教育課・担当課長
・学校教育課 担当課長として、当該メモの存否についての調査が不徹底であったこと。

(参考)

退職者について

前教育長 (男・63 歳)

教育長在職時の報酬月額額の 10 分の 1・3 か月分を自主返納。

前中学校長 (男・59 歳)

減給 10 分の 1・3 か月分相当 (相当額について自主返納を求める)

- (28 年 度) (補職) 市立中学校長
・遺族からの質問書に対して当該メモの存在を否定する不実の回答を行ったこと
・神戸地方裁判所の証拠保全手続に際して、当該メモの存在を明らかにしなかったこと

3. 個人情報漏えいに対する処分

平成 30 年 4 月、市会事務局のホームページ上に掲載した P D F ファイル「文教こども委員会資料（垂水区中学生自死事案についての報告）」のプライバシー情報をマスキングしていた部分が、一定の操作を行うことでマスキングを外すことができ当該情報が閲覧できる状態になっていた。

このファイルを作成した総務課職員（男・34 歳）に対して、口頭厳重注意を行うとともに、管理監督責任として、課長級職員（男・51 歳）及び係長級職員（男・39 歳）に対して、口頭訓戒を行った。